

6月14日は 特定計量器定期検査

「特定計量器定期検査」とは

どんな高性能な計量器（はかり）でも、精度を無限に維持することはできません。

また、その精度が正しいか判断することも難しいです。

万が一、不正確な計量器を使って物を売ったり、薬を調合したりすると、どうなるでしょうか。

そのような事態が起こらないように検査を行う義務を設け、不良計量器を排除する必要があるため2年に1回、全国の都道府県で行われています。

すべての計量器が対象ではありません

右図の認証が付いている計量器を使って、取引もしくは証明するものだけが対象です。これらの認証がついていない計量器を使って、取引もしくは証明をした場合、罰金が科せられます。



検定証印



基準適合証印

検査対象外の例

- ・製造されて1年以内のもの（製造が2017年、購入が2018年は検査を受けなければならない）
- ・取引証明に使用されないもの（農家のコメの供出用、旅館などの体重測定、家庭で使うはかり）
- ・計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器（車検）

検査に必要な経費

はかりの種類によって検査手数料が変わります。

基本的に現金のみの支払ですが、教育機関など現金の支払いが難しい場合は、事前に申し出ください。

【検査日時】 6月14日（金）午前9時30分～11時30分

【検査会場】 藤里町総合開発センター 1階ロビー

【お問い合わせ先】 藤里町商工観光課 ☎ 79-2115

2019年度

国家公務員

「税務職員採用試験」

(高校卒業程度) のお知らせ

仙台国税局では、税務のスペシャリストとして活躍するバイタリティあふれる税務職員を募集しています。

国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか？

【受験資格】

①平成31年4月1日において高校卒業後3年を経過していない者及び令和2年3月までに高校を卒業する見込みの者
②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

【受験申込受付期間】

6月17日（月）から6月26日（水）まで

【受験申込方法】

受験申込みはインターネット申込みとする。
国家公務員試験採用情報NAVII

【第1次試験日】

9月1日（日）

【お問い合わせ先】

仙台国税局人事第二課試験研修係

人事院東北事務局
☎ 022（221）2022
（内線3236）1111